

参考資料

【参考資料1】開示・提出書類等一覧表<上場会社の場合>

「Q22 就任後早期に実施すべき事項」、「Q56 重要な決裁書類等の閲覧」、「Q68 情報保存管理体制及び企業情報開示体制の監査」の参考資料です。

備置・閲覧に供すべき主な書類等(注)	会社法関係 (備置書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類・附属明細書、事業報告・附属明細書、監査報告 ・ 定款、株式取扱規則、株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿 ・ 代理権証明書面、議決権行使書面、株主総会議事録、株主総会書面決議同意書面、役員退職慰労金支給基準 ・ 取締役会・監査役会議事録、会計帳簿・資料、社債権者集会議事録、吸収合併・吸収分割・株式交換契約書、その他
	金商法関係 (公衆縦覧書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書・添付書類、確認書 ・ 内部統制報告書・添付書類 ・ 半期報告書、確認書 ・ 臨時報告書 ・ 自己株券買付状況報告書、親会社等状況報告書 ・ 上記の各書類の訂正報告書/訂正確認書 ・ 有価証券届出書・添付書類、訂正届出書 ・ 発行登録書・添付書類、発行登録追補書類・添付書類、訂正発行登録書
会社法関係 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 招集通知・電子提供資料・参考書類 ・ 本店の所在地における登記(定款記載事項、役員の氏名他) ・ 公告(基準日、株券取扱、責任免除、計算書類他) 	
税法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税申告書 	
その他の法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労基署(就業規則、36 協定届他) ・ 消防署(防火管理者、消防計画、危険物関係他) ・ 保健所関係(飲食店営業他) ・ その他関係法令に基づく許可、届出等 	
証券取引所 有価証券上場規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算短信、四半期決算短信、適時開示情報 ・ 取引所規則の遵守に関する確認書、コーポレート・ガバナンス報告書、独立役員届出書 	
自主的な開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合報告書、サステナビリティ報告書、アニュアルレポート、会社案内、他各種ウェブサイト掲載内容 ・ プレスリリース、社告、広告他 	

(注)「備置・閲覧に供すべき主な書類等」の詳細については、参考資料2をご覧ください。

【参考資料2】 備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表<上場会社の場合>

「Q22 就任後早期に実施すべき事項」、「Q35 株主総会と監査役の対応(事前)」、「Q42 株主総会への対応(当日・終了後)」、「Q56 重要な決裁書類等の閲覧」他の参考資料です。

項目	書類名	備置	閲覧・謄写・交付
計算書類・ 附属明細書 (注1)	貸借対照表	定時総会の日から 本店 5年間 支店(写し) 3年間 (会 442①②)	株主・債権者・親会社社員(裁判所の許可を得て) (営業時間内の閲覧・交付 会 442③④)(注 2)
	損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表		
事業報告・附属明細書		ただし、計算書類及びその附属明細書は、作成した時から	
監査報告書	監査役監査報告書 監査役会監査報告書 会計監査人監査報告書	10年間会社で保存(会 435④)	
会計帳簿・ 資料	仕訳帳 総勘定元帳 補助簿 伝票 受取証ほか	会計帳簿の閉鎖の時から 10年間会社で保存(会 432②)	総株主の議決権又は発行済株式の3%以上保有の株主・親会社社員 (裁判所の許可を得て) (営業時間内の閲覧・交付 会 433①③) (注 3)
株主総会議 事録その他 の備置書類	定款	本店・支店(会 31①)	株主・債権者・新株予約権者・親会社社員(裁判所の許可を得て)(営業時間内の閲覧・交付 会 31②③) (注 2)
	株式取扱規則	本店・支店、株主名簿管理人の営業所 (会 31①の準用)	株主・債権者・親会社社員(裁判所の許可を得て)(営業時間内の閲覧・交付 会 31②③の準用)
	株主名簿(含 実質株主名簿) 新株予約権原簿及び社債原簿 端株原簿及び株券喪失登録簿	本店 株主名簿管理人の営業所(会 125①、会 252①) 社債原簿管理人の営業所(会 684①、施規 167) (会 231)	株主・債権者・親会社社員(裁判所の許可を得て)(営業時間内の閲覧・謄写 会 125②④)、社債権者(会 684②④)、端株主(端株原簿のみ 整備法 86)、新株予約権者(新株予約権原簿のみ 会 252②④)、何人も可(株券喪失登録簿の閲覧・謄写 会 231②)(注 4)
	代理権を証明する書面	株主総会の日から 本店 3箇月(会 310⑥)	議決権のある株主(営業時間内の閲覧・謄写 会 310⑦)
	議決権行使書(株主総会に出席しない株主が書面による議決権を行使することができることとしている会社)	株主総会の日から 本店 3箇月(会 311③)	議決権のある株主(営業時間内の閲覧・謄写 会 311④)
	株主総会議事録 (含 書面決議・書面報告総会)	定時総会の日から 本店 10年間 支店(写し) 5年間 (会 318②③、施規 72)	株主・債権者・親会社社員(裁判所の許可を得て)(営業時間内の閲覧・謄写 会 318④⑤)
	株主総会書面決議同意書面	みなし決議の日から 本店 10年間 (会 319②)	株主・親会社社員(裁判所の許可を得て)(営業時間内の閲覧・謄写 会 319③④)

項目	書類名	備置	閲覧・謄写・交付
	取締役会議事録 (含 書面決議・書面報告)	取締役会の日から 本店 10年間(会 371①)	株主及び親会社社員(権利行使のため)、債権者(責任追及のため)、裁判所の許可を得て閲覧・謄写(会 371②③④⑤)
	監査役会議事録 (含 書面報告)	監査役会の日から 本店 10年間(会 394①/399の 11①/413①)	株主及び親会社社員(権利行使のため)、債権者(責任追及のため)、裁判所の許可を得て閲覧・謄写(会 394②③/399の 11②③/413②)
	社債権者集会議事録	社債権者集会の日から 本店 10年間(会 731②)	社債管理者・社債権者 閲覧・謄写(会 731③)
	役員退職慰労金支給基準	本店(施規 82②、施規 82の2 ②、施規 84②)(注 5)	議決権のある株主 閲覧(施規 82②、施規 82の2②、施規 84 ②)
有価証券報告書等	有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、ほか	本店・主要支店・事務所 財務局、証券取引所 日本証券業協会 5年間ほか(金 25①②③)	公衆縦覧(金 25①②③)
	有価証券報告書等の記載内容に関する確認書	5年間(金 25①四)	公衆縦覧(金 25①四)
	内部統制報告書	5年間(金 25①五)	公衆縦覧(金 25①五)
	半期報告書	5年間(金 25①六)	公衆縦覧(金 25①六)
組織再編に必要な書類	吸収合併契約書 吸収分割契約書 株式交換契約書 ほか 事前開示の開始日から効力発生日まで 事前開示の開始日から効力発生日後6箇月まで ほか (会 782①、会 791②、会 794①、ほか)	株主、債権者、新株予約権者、その他の利害関係人、ほか (営業時間内の閲覧・交付 会 782③、会 791③、会 794③、ほか)	

(注1) 連結計算書類については備置は不要。

(注2) ただし、閲覧・交付には会社の定めた費用の支払いが必要。

(注3) ただし、閲覧・交付には請求理由を明らかにしなければならない。

(注4) 株式取扱規則は法定の規則ではなく、定款により委任された規則であるため、備置は義務付けられていないが、定款の備置規定を準用。(東証の有価証券上場規程施行規則 418条(16)により変更があった場合に東証への提出は必要。)

(注5) 退職慰労金に関する議案があるとき、議案が一定の基準に従い取締役、監査役等の第三者に一任するものであるときは、その基準の内容を株主総会参考書類に記載するか、招集通知発送の日から総会の決議終了まで備置しておくことが必要。

【参考資料3】 監査報告のひな型とその根拠法令

「Q33 監査役(会)監査報告の作成」 / 「Q36 監査等委員会監査報告の作成」 / 「Q40 監査委員会監査報告の作成」の参考資料です。

監査報告のひな型 (2023年8月17日改正)

(1) 株主に対して提供される監査役会監査報告書 (「取締役会+監査役会+会計監査人」の場合)

監査報告のひな型	根拠法規
監査報告書	会 381①
当監査役会は、	会 390②一
〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度における	計規 59②
取締役の職務の執行に関して、	会 381①
各監査役が作成した監査報告書に基づき、	施規 129① 計規 127
審議の上、	施規 130③ 計規 128③
本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。	施規 130① 計規 128①
1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容	施規 130②一 計規 128②一
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、	会 390②三
各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、	会 390④ 施規 105④
取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	会 381②
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、	会 390②三
取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。	施規 105②一
① 取締役会その他重要な会議に出席し、	会 383①、381②
取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。	会 381②
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、	施規 105②二、④
必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	会 381③
② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。	会 362④六 施規 100①③
③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	施規 118 三 118 五
④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、	計規 127 四 128②二 会 396⑤
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	会 397
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	計規 131
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並	会 436②二 436②一

びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。	444④
2.監査の結果	
(1)事業報告等の監査結果	会 436②二
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規 129①二 130②二
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	施規 129①三 130②二
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	施規 129①五 130②二
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	施規 129①六 130②二
⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	施規 129①六 130②二
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	会 436②一
会計監査人〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二 128②二
(3) 連結計算書類の監査結果	会 444④
会計監査人〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 127 二 128②二
3.監査役〇〇〇〇の意見(異なる監査意見がある場合)	施規 130② 計規 128②
4.後発事象(重要な後発事象がある場合)	計規 127 三 128②二
〇〇〇〇年〇月〇日	施規 130②三 計規 128②三
〇〇〇〇株式会社 監査役会	
常勤監査役 〇〇〇〇 印 常勤監査役(社外監査役) 〇〇〇〇 印 社外監査役 〇〇〇〇 印 監査役 〇〇〇〇 印 (自署)	会 390③ 会 2 十六 (注)法定ではないが、自署・押印が望ましい。

(2) 株主に対して提供される監査等委員会監査報告書

監査報告のひな型	根拠法規
監査報告書	会 399 の 2③一
当監査等委員会は、	会 399 の 2③一
〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度における	計規 59②
取締役の職務の執行を監査いたしました。	会 399 の 2③一
その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。	施規 130 の 2① 計規 128 の 2①
1. 監査の方法及びその内容	施規 130 の 2① 計規 128 の 2①
監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。	会 399 の 13① 一ロハ 施規 110 の 4
① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。	会 399 の 3①
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	会 399 の 3②
② 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	施規 118 三 118 五
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、	計規 128 の 2① 二、127 四 会 396⑤
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	会 397①②④
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	計規 131
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。	会 436②二 436②一 444④
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	会 436②二
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規 130 の 2① 二 129①二
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	施規 130 の 2① 二 129①三
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	施規 130 の 2① 二 129①五
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	施規 130 の 2① 二 129①六
⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうか	施規 130 の 2① 二 129①六

<p>についての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。</p>	
<p>(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果</p>	<p>会 436②一</p>
<p>会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。</p>	<p>計規 128 の 2① 二 127 二</p>
<p>(3) 連結計算書類の監査結果</p>	<p>会 444④</p>
<p>会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。</p>	<p>計規 128 の 2① 二 127 二</p>
<p>3.監査等委員〇〇〇〇の意見(異なる監査意見がある場合)</p>	<p>施規 130 の 2① 計規 128 の 2①</p>
<p>4.後発事象(重要な後発事象がある場合)</p>	<p>計規 128 の 2① 二 127 三</p>
<p>〇〇〇〇年〇月〇日</p>	<p>施規 130 の 2① 三 計規 128 の 2① 三</p>
<p>〇〇〇〇株式会社 監査等委員会</p>	
<p>監査等委員 〇〇〇〇 印 監査等委員 〇〇〇〇 印 監査等委員 〇〇〇〇 印</p> <p style="text-align: right;">(自署)</p>	<p>(注)法定ではないが、自署・押印が望ましい。</p>
<p>(注) 監査等委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。</p>	<p>会 2 十五 331⑥</p>

(3) 株主に対して提供される監査委員会監査報告書

監 査 報 告 の ひ な 型	根拠法規
監査報告書	会 404②一
当監査委員会は、	会 404②一
〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度における	計規 59②
取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。	会 404②一
その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。	施規 131① 計規 129①
1.監査の方法及びその内容	施規 131① 計規 129①
監査委員会は、会社法第 416 条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。	会 416①一ロホ 施規 112
① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。	会 405①
また、子会社については、子会社の取締役、執行役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	会 405②
② 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	施規 118 三 118 五
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、	計規 129①二 127 四 会 396⑤
会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。	会 397①②⑤
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	計規 131
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。	会 436②二 436②一 444④
2.監査の結果	
(1)事業報告等の監査結果	会 436②二
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	施規 131①二 129①二
② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。	施規 131①二 129①三
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。	施規 131①二 129①五
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	施規 131①二 129①六
⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。	施規 131①二 129①六
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	会 436②一

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 129①二 127 二
(3) 連結計算書類の監査結果	会 444④
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	計規 129①二 127 二
3.監査委員〇〇〇〇の意見(異なる監査意見がある場合)	施規 131① 計規 129①
4.後発事象(重要な後発事象がある場合)	計規 129①二 127 三
〇〇〇〇年〇月〇日	施規 131①三 計規 129①三
〇〇〇〇株式会社 監査委員会	
監査委員 〇〇〇〇 印 監査委員 〇〇〇〇 印 監査委員 〇〇〇〇 印 (自署)	(注)法定ではないが、自署・押印が望ましい。
(注) 監査委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、会社法第 2 条第 15 号及び第 400 条第 3 項に規定する社外取締役であります。	会 2 十五 400③

【参考資料 4】 会社経営に関連の深い主な法律・規則等

「Q61 法令・定款違反及び法令等遵守体制の監査」、「Q101 その他の法令等」の参考資料です。

<p>公法</p> <ul style="list-style-type: none">* 個人情報保護法、マイナンバー法* 政治資金規正法、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律* 国家公務員法、地方公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程他* 所得税法、法人税法、消費税法、印紙税法、地方税法他* 暴力団対策法、消防法他* 環境基本法、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、各種リサイクル法（食品・建築資材・家電・容器包装・自動車）、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、公害紛争処理法他
<p>民事法</p> <ul style="list-style-type: none">* 民法、民事訴訟法、不動産登記法、製造物責任法、消費者契約法他* 会社法、同施行規則、会社計算規則、電子公告規則、会社法関係整備法他* 商法、同施行規則、商業登記法、手形法、小切手法、社債株式等振替法他
<p>刑事法</p> <ul style="list-style-type: none">* 刑法、刑事訴訟法
<p>社会法</p> <ul style="list-style-type: none">* 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、労働契約法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、公益通報者保護法、労働施策総合推進法他* 雇用保険法、障害者基本法、高齢者雇用安定法、企業年金法、健康保険法他* 食品衛生法、毒物・劇物取締法、化学物質審査規制法、火薬類取締法、薬機法、健康増進法他
<p>産業法</p> <ul style="list-style-type: none">* 独禁法、景表法、不正競争防止法、下請代金支払遅延等防止法他* 金融商品取引法、同施行令、開示府令、監査証明府令、内部統制府令、財務諸表規則等他* 外為法、輸出貿易管理令他* 大規模小売店舗立地法、割賦販売法、特定商取引に関する法律他* 特許法、商標法、著作権法他* その他

【参考資料 5】 種々のリスク管理方法

「Q66 損失危険(リスク)管理体制の監査」の参考資料です。

BCP (Business Continuity Plan)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害やテロなどによって事業活動が中断した場合に、できるだけ短時間で重要な機能を再開できるよう備える包括的な計画。(事業継続計画)
ERM (Enterprise Risk Management)	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的なリスクの管理ができるよう設計された一つのプロセス。(全社的リスクマネジメント)
危機管理 マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他の危機が発生した場合を想定し、あらかじめ緊急時の対応策(組織・体制・連絡網等)を策定しておくもので、多くの企業で実施。 ・災害対策マニュアルなど。
コンプライアンス・ プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反リスクの予防/極小化のためのマネジメントプログラム。
環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を行う際に、環境への影響を考慮し、環境リスク回避のために実施する管理/マネジメント。 ・ISO14001 など。
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の製品やサービスの品質の向上と品質リスクの回避/極小化を目的とした管理/マネジメント。 ・QC、TQC、ISO9001 など。
ポートフォリオ・ マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の最適な保有・運用のためのマネジメント。 ・リスク管理が数式等を用いて明確に定義されている珍しい分野。
ISMS (Information Security Management System)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための、情報保全の包括的な枠組み。 (情報セキュリティマネジメントシステム)
与信管理	<ul style="list-style-type: none"> ・売掛金・受取手形等の売上債権や融資・保証等に伴う信用リスクの管理。 ・信用リスクの評価、与信限度の設定等。
事業投資管理	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社・関連会社への投資など事業投資リスクの管理。 ・事業投資リスクとリターンの評価、撤退基準の設定等。

【参考資料 6】東京証券取引所の規則に基づく開示の概要

「Q68 情報保存管理体制及び企業情報開示体制の監査」、「Q92 決算短信の監査」の参考資料です。

I 開示対象となる主な会社情報

1. 適時開示の規則の概要等

東京証券取引所（以下「東証」）では、公正な価格形成と投資者保護を図るため、上場会社に対して重要な会社情報が生じた場合には、直ちにその会社情報を東証に報告するとともに、投資者に対して適時・適切に開示するよう有価証券上場規程（以下「東証上場規程」という）402 条において規定しています。また、当然のことながら、既に開示された重要な会社情報の変更、中止等についても、重要な会社情報となり、開示が必要です（東証上場規程 402 一、416）。他の取引所でも同様の規定を設けています。

なお、開示の要否、開示内容等については、東証上場規程、あるいは「会社情報適時開示ガイドブック」（東京証券取引所）等により、確認することが必要です。

2. 適時開示の項目

適時開示が必要とされる会社情報は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報です。大別すると、以下の二つに区分されます。

(1) 上場会社に関する情報

① 決定事実に関する情報（東証上場規程 402 一）

- ・募集株式又は募集新株予約権の募集、株式又は新株予約権の売出し、資本金の額の減少、自己株式の取得
- ・資本準備金又は利益準備金の減少、株式の分割又は併合、剰余金の配当
- ・株式交換、株式移転、株式交付、合併、会社分割
- ・事業の全部又は一部の譲渡又は譲受、解散、新製品又は新技術の企業化
- ・業務上の提携又は業務上の提携の解消、固定資産の譲渡又は取得
- ・新たな事業の開始
- ・開示すべき重要な不備がある旨等を記載する内部統制報告書の提出、その他

② 発生事実に関する情報（東証上場規程 402 二）

- ・災害に起因する損害又は業務遂行上の過程で生じた損害、主要株主の異動
- ・訴訟の提起又は判決等、行政庁による法令に基づく処分、親会社の異動
- ・手形等の不渡り等、債権の取立不能又は取立遅延、その他

③ 決算に関する情報（東証上場規程 405）

- ・業績予想の修正等（単体・連結）…売上高・営業利益・経常利益・純利益・配当（単体）

④ その他の情報

- ・支配株主等に関する事項（東証上場規程 411）

支配株主等に関する事項、親会社等の決算内容（上場会社が親会社等を有する場合のみ。ただし、その親会社等が上場会社である場合などを除く）

- ・その他（東証上場規程 408～410）

(2) 上場会社の子会社等に関する情報

① 子会社等の決定事実に関する情報（東証上場規程 403 一）

- ・株式交換、株式移転、株式交付、合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受
- ・解散、新製品又は新技術の企業化
- ・業務上の提携又は業務上の提携の解消、固定資産の譲渡又は取得、その他

② 子会社等の発生事実に関する情報（東証上場規程 403 二）

- ・災害に起因する損害又は業務遂行上の過程で生じた損害、訴訟の提起又は判決等
- ・行政庁による法令に基づく処分、手形等の不渡り等、債権の取立不能又は取立遅延、その他
- ③ 子会社の決算に関する情報（東証上場規程 405③）
- ・子会社の業績予想の修正等……売上高・経常利益・純利益

II 上場後の主な提出書類（→Q42、64、68、92）

1. 「決算短信」・「四半期決算短信」（東証上場規程 404）

事業年度や四半期の決算内容が定まった場合に、直ちに開示することを求めています。

2. 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（東証上場規程 419）

ディスクロージャーに対する不信感を醸成するような不祥事の続発や、法制面における会社の定款自治の範囲の拡大などを背景として、上場会社には、従来にも増して、株主・投資者を重視し、社会的責任に配慮した行動が求められています。そうした情勢の中、上場会社の経営の質的向上に対する投資者をはじめとする市場参加者の期待はますます高まっているといえます。このようなマーケットの要請に対応して、東証では、上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況を投資者により明確に伝える手段として、報告書の提出を求め、公衆縦覧に供しています。

記載項目は、①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、②「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項、③経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況(監査役関連としては、監査役の数、監査役と会計監査人・内部監査部門との連携状況)、④株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況、⑤内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・反社会的勢力排除に向けた整備状況)、⑥独立役員の確保の状況、その他、となっています。

内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出することが必要です。

3. 「独立役員届出書」（東証上場規程 436 条の 2、同施行規則 436 条の 2）

一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）を 1 名以上確保し、独立役員届出書を提出することを求めています。（ミニ知識 13）

独立役員の異動その他内容の変更が生じる場合には、原則としてその 2 週間前までに変更内容を反映した独立役員届出書を提出することが必要です。

【参考資料 7】 会計監査人のいない会社の監査役の会計監査の例示

「Q81 会計監査人のいない会社の会計監査」の参考資料です。

監査役は、自ら監査するとともに、経理部門に積極的に質問し報告を求めます。

1. 期初の会計監査の例示

- ① 当期に、重要な会計方針(会計処理の原則・手続、表示方法)の変更はないか。

2. 期中の会計監査の例示

- ① 月次決算資料等のチェック・分析、帳簿・証憑書類のチェックをしているか。
② 工場・支店・子会社で業務監査をする際に、会計的な視点でのチェックをしているか。
③ 会計に関する内部統制が有効に運用されているかを監視しているか。

3. 期末の計算書類等の全般的な監査の例示

- ① 計算書類等を受け取る前後に、決算処理方針や重点事項の説明を受けたか。
② 計算書類等の様式・表示が、法令の要件を満たしているか(計規 72~117)。
③ 貸借対照表・損益計算書の各科目の金額は、総勘定元帳の記載と合致しているか。
④ 貸借対照表・損益計算書の各科目の金額について、大きな増減金額の内容を確認して、業務実態を把握している監査役の目でその増減原因を判断したか。

4. 貸借対照表の内容の監査の例示

- ① 財産の実在性の監査 (貸借対照表に表示されている資産が実在しているか)
現金残高、金融機関の残高証明、受取手形・有価証券、売掛金等の債権の残高確認書、棚卸資産の棚卸表、固定資産台帳等により、資産の実在性を確認したか。
② 評価の妥当性の監査 (資産、引当金の評価の方法は妥当か)
売掛金等の債権の回収可能性、貸倒引当金計上の分類・算定、棚卸資産の品質不良・陳腐化・過剰在庫、有形固定資産の遊休・減損・廃棄等の会計処理を確認したか。
③ 負債の確認 (負債が網羅して表示されているか、簿外負債はないか)
未計上の負債、引当金の計上不足はないか。

5. 損益計算書の内容の監査の例示

(収益は実現主義に基づいて計上され、当期に帰属すべきものか、
費用は発生主義に基づいて計上され、当期収益に対応しているか)

- ① 月次損益計算書の累計と期末損益計算書の金額に大きな乖離はないか。
② 期末近くに計上された売上高は、当期に帰属すべきものであることを確認したか。
③ 期末費用に大きな計上漏れ、経費の先送りはないか。

6. 株主資本等変動計算書、個別注記表の内容の監査の例示

- ① 株主資本等変動計算書の前・当期末残高は貸借対照表の表示金額と一致しているか。
② 株主資本の変動理由は、会社の実態に精通した目で見て、適切に表示されているか。
③ 個別注記表の内容は、会社の実態に精通した目で見て、適切に表示されているか。

【参考資料 8】 会計監査人設置会社の監査役/監査等委員会/監査委員会の会計監査の例示

「Q83 会計監査人設置会社の会計監査の枠組み」の参考資料です。監査役/監査等委員/監査委員は、自ら調べ、会計監査人・経理部門に質問し報告を求めて、総括的・重点的に監査します。

1. 期初の会計監査の例示

- ① 会計監査人と監査役会の各監査計画について、会計監査人と意見交換をし調整したか。
- ② 当期に、重要な会計方針(会計処理の原則・手続、表示方法)の変更はないか。
変更による影響額はどうか。それは、会社の実態から見て相当といえるか。

2. 期中の会計監査の例示

- ① 月次決算資料等のチェック・分析、帳簿・証憑書類のチェックをしているか。
- ② 工場・支店・子会社で業務監査をする際に、会計的な視点でのチェックをしているか。
- ③ 会計監査人から、内部統制システムの不備・改善点について意見を聞いたか。
- ④ 期をとおして、会計監査人の監査に立ち会い、意見の交換を図るなど、連携を進めたか。

3. 会計監査人の監査の方法の相当性判断の例示

(会計監査人は、企業会計審議会の「監査基準」、「監査に関する品質管理基準」や、日本公認会計士協会の実務指針などの“一般に公正妥当と認められる監査の基準”に従って監査を実施するので、監査役は、会計監査人の監査の方法が「監査基準」等に準拠しているか否かを、次のような項目について、企業人としての視点で具体的に監視・検証し、総合的にその相当性を判断する)

① 会計監査人の適格性のチェック

- 1) 「会計監査人の職務の遂行に関する事項」(計規 131)について、説明を受けたか。
- 2) 会社と特別な利害関係がなく、精神的独立性を保持しているといえるか。
- 3) 職業的専門家としての職業倫理(誠実性、公正性、専門能力…)を遵守しているか。

② (期初) 監査計画の妥当性のチェック

- 1) 「監査計画概要書」は、監査日程・実施範囲など当社に適合した計画になっているか。
- 2) 前期からの懸案事項への対処、当期の重点監査項目は適切と判断できるか。
- 3) 内部統制の問題点、監査上のリスクにどのように対応しているか。
- 4) 事業所・子会社等の往査などの監査計画の内容は適切か。

③ (期中) 監査実施状況のチェック

- 1) 会計監査人の監査手続(実査・立会・確認・突合・分析等)に立ち会い、確認・質問などによって、その監査手続が相当であると判断したか。
- 2) 会計監査人の監査の障害になるような監査環境はないか(時間不足など)。

④ (期末) 「会計監査報告書」「監査実施状況報告書」のチェック

- 1) 監査計画と実施状況に差異があるとき、その理由を確認したか。
- 2) 重点監査項目の監査、その他の重要な監査手続の実施状況はどうだったか。
- 3) 会計方針、会計処理及び表示、経営者の見積りについての意見を聞いたか。
- 4) 継続企業の前提、後発事象、内部統制の評価等についての意見を聞いたか。
- 5) 監査法人の審査の経過、審査の結果について報告を受けたか。

4. 会計監査人の監査の結果の相当性判断の例示

(Q83 第2項2)の考え方で会計監査人の監査結果の相当性を判断する)

① 計算書類等の全般的な監査

- 1) 計算書類等を受け取る前後に、決算処理方針や重点事項の説明を受けたか。
- 2) 執行部門と会計監査人の中で意見の調整が行われた事項があれば、その内容は何か。

3) 貸借対照表・損益計算書の各科目の金額について、大きな増減金額の内容を確認し、業務実態を把握している監査役の目でその増減原因を判断したか。

② 貸借対照表の内容の実質性の監査

(貸借対照表の資産の実在性、負債の網羅性、評価の妥当性の実態的な確認)

- 1) 現預金、受取手形、売掛金、棚卸資産、有価証券などについての会計監査人の実査・確認の内容を聴取して、実在性を確認したか。
- 2) 受取手形、売掛金、貸付金などの債権の回収可能性を確認したか。
- 3) 棚卸資産の品質不良、陳腐化、過剰在庫はないか。評価減処理は適正か。
- 4) 有形固定資産の現物状況から見て、遊休・減損・廃棄等の会計処理は適切か。
- 5) 固定資産の減損会計で、グルーピング、減損の兆候の判定の適切性を確認したか。
- 6) 繰延税金資産の回収可能性を業務監査の視点から見直し・チェックをしたか。
- 7) 負債は全て計上され、計上すべき引当金は、全て計上されているか。

③ 損益計算書の内容の実質性の監査

(収益は実現主義に基づいて計上され、当期に帰属すべきものか、
費用は発生主義に基づいて計上され、当期収益に対応しているか)

- 1) 期末近くに計上された売上高は、当期に帰属すべきものであることを確認したか。
- 2) 期末費用に大きな計上漏れ、経費の先送りはないか。

④ 株主資本等変動計算書、個別注記表の内容の実質性の監査

- 1) 株主資本の変動理由は、会社の実態に精通した目で見ても、適切に表示されているか。
- 2) 個別注記表の内容は、会社の実態に精通した目で見ても、適切に表示されているか。

5. 会計監査人の連結監査の方法・結果の相当性判断の例示

(個別計算書類の場合と基本的には同じだが、特に次の事項に留意すること)

- ① 監査計画は、企業集団の実態から見て妥当か。
- ② 連結の範囲、持分法適用範囲について十分検討しているか。
- ③ 連結子会社の個別計算書類についてどのようなチェックをしているか。
- ④ 監査役は、連結子会社監査役と十分に連携しているか。

【参考資料 9】 計算書類と財務諸表(会社法と金商法の対比)

「Q91 有価証券報告書等の監査」の参考資料です。

<個別>

会 社 法		金 商 法	
計算書類	臨時計算書類	財務諸表	中間財務諸表(注 2)
・貸借対照表	・貸借対照表	・貸借対照表	・中間貸借対照表
・損益計算書	・損益計算書	・損益計算書	・中間損益計算書
・株主資本等 変動計算書	—	・株主資本等 変動計算書	—
—	—	・キャッシュ・フロー計 算書(注 1)	・中間キャッシュ・フロ ー計算書
・個別注記表	—	・附属明細表	—
全ての株式会社で必須。別 に附属明細書が必要。(会 435、計規 59)	期中の配当などで、必要が あれば、作成。(会 441)	有価証券報告書(有報)の一 部。 (開示府令 15)	半期報告書の一部。 中間連結財務諸表を作成し ていない場合に記載。 (開示府令 18)

(注 1) 個別のキャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表を作成していない場合に作成する。

(開示府令第三号様式 記載上の注意(45)、第二号様式 記載上の注意(64))

(注 2) 中間財務諸表は、中間連結財務諸表を作成していない場合に記載する。

(開示府令第四号の三様式 記載上の注意(25))

<連結>

会 社 法	金 商 法	
連結計算書類	連結財務諸表	中間連結財務諸表
・連結貸借対照表	・連結貸借対照表	・中間連結貸借対照表
・連結損益計算書	・連結損益計算書	・中間連結損益計算書
—	・連結包括利益計算書	・中間連結包括利益計算書
・連結株主資本等変動計算書	・連結株主資本等変動計算書	—
—	・連結キャッシュ・フロー計算書	・中間連結キャッシュ・フロ ー計 算書
・連結注記表	・連結附属明細表	—
有価証券報告書提出会社は必須。(会 444、計規 61)	有価証券報告書の一部。(開示府令 15)	半期報告書の一部。(開示府令 18)

【参考資料 10】 金融商品取引法の主な企業内容等の開示

金商法では、証券市場における投資家の保護を目的として、投資家が十分に投資判断ができる情報を提供するため、次のような開示書類を定めています。

「Q68 情報保存管理体制及び企業情報開示体制の監査」、「Q91 有価証券報告書等の監査」、「Q100 金融商品取引法(金商法)」の参考資料です。

1. 発行市場における主な開示書類

① 有価証券届出書

原則として、1 億円以上の有価証券の募集又は売出しの場合に、その有価証券の発行者が提出する開示書類(金 4、5)。募集又は売出しに関する事項のほか、有価証券報告書と同じような内容の情報が開示されます。

② 目論見書

有価証券の募集又は売出しなどのために、相手方に交付するものをいい(金 2⑩)、有価証券届出書の記載内容と基本的には同じものです(金 13②)。

2. 流通市場における主な開示書類

① 有価証券報告書

上場会社、有価証券届出書等の提出会社などが、毎事業年度経過後 3 か月以内に、企業集団及び会社の経理の状況等を記載して提出する開示書類(金 24①②)。

② 半期報告書

有報提出会社が、半期ごとの企業集団及び会社の経理の状況等を記載して、当該期間経過後 45 日以内に提出する開示書類(金 24 の 5)。

③ 確認書

上場会社の代表者が、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の「記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨」を記載し自署押印して、それらの報告書と併せて提出する開示書類(金 24 の 4 の 2、24 の 5 の 2)。

④ 内部統制報告書

上場会社が、事業年度ごとに、会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制(財務報告に係る内部統制)について評価した報告書で、有価証券報告書と併せて提出する開示書類(金 24 の 4 の 4、内部統制府令)。

⑤ 臨時報告書

有価証券報告書提出会社が、会社の財務内容等に重要な影響を与える事象が発生した場合等に、事象発生後遅滞なく、その内容を記載して提出する開示書類(金 24 の 5)。

【参考資料 11】会社法の主な規定と会社法施行規則、会社計算規則との対応表

この表は、会社法の主な規定と、会社法施行規則、会社計算規則に委任している事項とを対応させたもので、「Q99 会社法」、「Q121 会社法の会計規定の確認」、「Q122 会社法の会計規定と会社計算規則」の参考資料です（会社法施行規則と会社計算規則については関連する条文のみを掲載）。

会社法の主な規定	会社法施行規則	会社計算規則
1 編 総則（1～24 条）	1～4 条の 2(定義、子会社・親会社、他)	
2 編 株式会社		
1 章 設立（25～103 条）	5～18 条の 2(募集設立、創立総会、他)	
2 章 株式（104～235 条）	19～52 条(株式譲渡、自己株式、単元株式、募集株式、株券他)	
3 章 新株予約権(236～294 条)	53～62 条の 2(新株予約権)	
4 章 機関		
1 節 株主総会等（295～325 条の 7）	63～72 条(招集、説明義務、議事録、他) 73～95 条(参考書類、役員選任、他) 95 条の 2～95 条の 4（電子提供措置）	
2 節 株主総会以外の機関（326～328 条）	—	
3 節 役員等の選任・解任（329～347 条）	96～97 条(補欠役員選任、累積投票)	
4 節 取締役（348～361 条）	98 条～98 条の 5(内部統制、報酬等)	
5 節 取締役会（362～373 条）	99～101 条(内部統制、議事録、他)	
6 節 会計参与(374～380 条)	102～104 条(会計参与報告、他)	
7 節 監査役		
381 条 監査役の権限	105 条(意思疎通、監査環境整備、他)	
382 条 取締役への報告義務	—	
383 条 取締役会への出席義務等	—	
384 条 株主総会に対する報告義務	106 条(調査対象)	
385 条 取締役の行為の差止め	—	
386 条 訴訟における会社の代表等	—	
387 条 監査役の報酬等	—	
388 条 費用等の請求	—	
389 条 定款の定めによる監査範囲の限定	107～108 条(監査報告作成、調査対象)	

<p>8 節 監査役会</p> <p>390 条 権限等</p> <p>391 条 招集権者</p> <p>392 条 招集手続</p> <p>393 条 監査役会の決議</p> <p>394 条 議事録</p> <p>395 条 監査役会への報告の省略</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>109 条(監査役会議事録)</p> <p>—</p> <p>(109 条)</p>	
<p>9 節 会計監査人(396～399)</p>	<p>110 条(意思疎通、監査環境整備、他)</p>	
<p>9 節の 2 監査等委員会 (399 条の 2～399 条の 14)</p> <p>1 款 権限等</p> <p>399 条の 2 監査等委員会の権限等</p> <p>399 条の 3 監査等委員会による調査</p> <p>399 条の 4 取締役会への報告義務</p> <p>399 条の 5 株主総会に対する報告義務</p> <p>399 条の 6 取締役の行為の差止め</p> <p>399 条の 7 訴訟における会社の代表等</p> <p>2 款 運営</p> <p>399 条の 8 招集権者</p> <p>399 条の 9 招集手続等</p> <p>399 条の 10 監査等委員会の決議</p> <p>399 条の 11 議事録</p> <p>399 条の 12 報告の省略</p> <p>3 款 取締役会</p> <p>399 条の 13 取締役会の権限</p> <p>399 条の 14 取締役会の招集</p>	<p>110 条の 2 (報告対象)</p> <p>110 条の 3 (議事録)</p> <p>110 条の 4～5 (内部統制、社債)</p>	
<p>10 節 指名委員会等及び執行役</p> <p>1 款 委員の選定、執行役の選任等</p> <p>400 条 委員の選定等</p> <p>401 条 委員の解職等</p>	<p>111～111 条の 3 (報酬等)</p> <p>111 条の 4～112 条 (議事録、内部統制)</p>	

<p>402 条 執行役の選任等</p> <p>403 条 執行役の解任等</p> <p>2 款 指名委員会等の権限等</p> <p>404 条 指名委員会等の権限等</p> <p>405 条 監査委員会による調査</p> <p>406 条 取締役会への報告義務</p> <p>407 条 執行役等の行為の差止め</p> <p>408 条 訴訟における会社の代表等</p> <p>409 条 報酬委員会による報酬の決定の方法等</p> <p>3 款 指名委員会等の運営</p> <p>410 条 招集権者</p> <p>411 条 招集手続等</p> <p>412 条 指名委員会等の決議</p> <p>413 条 議事録</p> <p>414 条 指名委員会等への報告の省略</p> <p>4 款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等 (415～417 条)</p> <p>5 款 執行役の権限等 (418～422 条)</p>		
<p>11 節 損害賠償責任(423～430 条)</p> <p>12 節 補償契約及び D&O 保険契約 (430 条の 2～430 条の 3)</p>	<p>113～115 条(報酬額の算定方法、他)</p> <p>115 条の 2 (D&O 保険の定義)</p>	
<p>5 章 計算等</p>		
<p>1 節 会計の原則</p> <p>431 条 会計の原則</p> <p>2 節 会計帳簿等</p> <p>1 款 会計帳簿</p> <p>432 条 会計帳簿の作成及び保存</p> <p>433 条 会計帳簿の閲覧等の請求</p> <p>434 条 会計帳簿の提出命令</p> <p>2 款 計算書類等</p> <p>435 条 計算書類等の作成及び保存</p>	<p>116～117 条(計算関係書類・事業報告)</p> <p>118～128 条(事業報告等の内容)</p> <p>129～132 条(事業報告等の監査)</p> <p>133 条～133 条の 2(事業報告等の株主への提供)</p> <p>226 条 27 号 (電磁的記録)</p>	<p>3 条 (会計慣行のしん酌)</p> <p>4～56 条 (会計帳簿)</p> <p>58 条、59 条 (計算書類等)</p>

<p>436 条 計算書類等の監査等 437 条 計算書類等の株主への提供 438 条 計算書類等の定時株主総会への提出等 439 条 会計監査人設置会社の特則 440 条 計算書類の公告 441 条 臨時計算書類 442 条 計算書類等の備置き及び閲覧等 443 条 計算書類等の提出命令 3 款 連結計算書類 444 条 連結計算書類</p> <p>3 節 資本金の額等 1 款 総則 445 条 資本金の額及び準備金の額 446 条 剰余金の額</p> <p>2 款 資本金の額の減少等 447 条 資本金の額の減少 448 条 準備金の額の減少 449 条 債権者の異議 450 条 資本金の額の増加 451 条 準備金の額の増加 452 条 剰余金についてのその他の処分</p> <p>4 節 剰余金の配当 453 条 株主に対する剰余金の配当 454 条 剰余金の配当に関する事項の決定 455 条 金銭分配請求権の行使 456 条 基準株式数を定めた場合の処理 457 条 配当財産の交付の方法等 458 条 適用除外</p>	<p>227 条 3 号、226 条 28 号（電磁）</p>	<p>121～132 条（計算関係書類の監査） 133 条（計算書類等の提供）</p> <p>135 条（計算書類等の承認特則規定） 136 条、147～148 条（計算書類の公告） 2 条 2 項 17 号、60 条、121 条、135 条（臨時）</p> <p>61～69 条、2 条 2 項 19 号、121～132 条（計算関係書類の監査）、134 条（連結計算書類）</p> <p>2 条 2 項 20 号、4 条、22 条（準備金） 149 条、150 条（剰余金）</p> <p>151 条、152 条（資本金等の減少）</p> <p>153 条（剰余金の処分）</p> <p>154 条（金銭分配請求権）</p>
--	---------------------------------	--

<p>5節 剰余金の配当等を決定する機関の特則</p> <p>459条 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め</p> <p>460条 株主の権利の制限</p> <p>6節 剰余金の配当等に関する責任</p> <p>461条 配当等の制限</p> <p>462条 剰余金の配当等に関する責任</p> <p>463条 株主に対する求償権の制限等</p> <p>464条 買取請求に応じて株式を取得した場合の責任</p> <p>465条 欠損が生じた場合の責任</p>		<p>155条 (分配特則規定)</p> <p>156条、157条、158条 (臨時計算)</p> <p>159条、160条、161条 (配当責任等)</p>
<p>6章 定款の変更(466条)</p> <p>7章 事業の譲渡等(467～470条)</p> <p>8章 解散(471～474条)</p> <p>9章 清算(475～574条)</p>	<p>—</p> <p>134～138条 (総資産額、純資産額、他)</p> <p>139条(届出)</p> <p>140～158条(内部統制、特別清算)</p>	
<p>3編 持分会社 (575～675条)</p> <p>4編 社債 (676～742条)</p> <p>5編 組織変更、合併、他(743～816条の10)</p> <p>6編 外国会社 (817～823条)</p> <p>7編 雑則</p> <p>1章 会社の解散命令等 (824～827条)</p> <p>2章 訴訟 (828～867条)</p> <p>3～5章 非訟、登記、公告 (868～959条)</p> <p>—</p> <p>8編 罰則 (960～979条)</p> <p>附則</p>	<p>159～161条(計算等、清算)</p> <p>162～177条(募集事項、社債権者集会)</p> <p>178～213条の10(吸収分割契約、諸手続、他)</p> <p>214～216条(計算書類の公告、他)</p> <p>—</p> <p>217～219条(代表訴訟、非提訴理由)</p> <p>220～221条(電子的記録、電子公告)</p> <p>222～238条(電磁的方法・記録等)</p> <p>—</p> <p>附則</p>	

【参考資料 12】 監査役（会）/監査等委員会/監査委員会制度及び権限等の変遷（主要事項）

「Q99 会社法」の参考資料です。

年	任期	員数 (常勤、社外)	監査役の業務内容・権限等	備考 (改正の背景等)
1890年 (明治23年)	2年	3人以上	【旧商法】 ・監査役制度の誕生 ・現在の監査役会に近い複数監査役制度を採用	法典論争により施行延期
1899年 (明治32年)	1年	1人以上	【商法】 ・会社の財産及び取締役の業務執行の監査 ・総会提出議案の調査・報告 ・総会招集権に限定 ・株主代表訴訟制度の導入	
1950年 (昭和25年)	1年以内	1人以上	・会計監査に限定 (業務監査権は取締役会に)	1947年 (昭和22年) 証券取引法制定 1950年 (昭和25年) 公認会計士監査の導入
1974年 (昭和49年)	2年	1人以上	・取締役の職務執行の監査(業務監査・会計監査) ・取締役会出席・意見陳述権 ・取締役に対する営業報告請求権 ・業務・財産調査権 ・子会社調査権 ・取締役の行為の差止請求権 ・総会提出議案・書類の監査権、報告 ・取締役・会社間訴訟における会社代表権 ・監査報告書記載事項の明定 ・商法特例法の制定 (大会社) ・業務監査・会計監査(相当性判断) ・証取法監査導入(会計監査人監査の義務化) (中会社)業務監査・会計監査 (小会社)会計監査	1965年 (昭和40年) 山陽特殊製鋼 粉飾事件 1974年 (昭和49年) 日本監査役協会発足 1975年 (昭和50年) 監査役監査基準制定
1981年 (昭和56年)	2年	大会社: 2人以上 (常勤1人以上)	・使用人に対する報告請求権 ・取締役会への報告義務、招集請求権、招集権 ・報酬についての総会意見陳述権、報酬の協議決定 ・監査費用の請求権 ・取締役会の業務監督権明定 ・取締役の3か月に1回以上の報告義務 ・監査報告書規則第7条(旧商法施行規則第133条)監査 ・会計監査人に対する報告請求権	ロッキード・グラマン他 一連の不祥事
1993年 (平成5年)	3年	大会社: 3人以上 (常勤1人以上) (社外1人以上)	・社外監査役制度導入(大会社) ・監査役会の法定(任期、員数改正)	日米構造問題協議 証券・金融不祥事
2001年 (平成13年)	4年	大会社: 3人以上 (常勤1人以上) (社外半数以上)	・取締役会出席義務・意見陳述義務 ・監査役選任議案同意権、同提出請求権 ・辞任に関する意見陳述権 ・責任軽減規定 ・社外監査役の資格厳格化(5年要件の撤廃と員数半数以上)	

			<ul style="list-style-type: none"> ・監査役の選任同意権・提案請求権 	
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等設置会社(選択制)導入 ・連結計算書類の監査 ・連結子会社調査権 	2004年 (平成16年) 監査役監査基準の全面改正
2005年 (平成17年)	原則4年 非公開会社は、10年に伸長可能	任意機関 大会社・公開会社 3人以上 (常勤1人以上) (社外半数以上) 大会社・非公開会社 監査役1人以上 監査役会は任意設置	【会社法】 <ul style="list-style-type: none"> ・機関設計の多様化(監査役・監査役会の任意機関化) ・補欠監査役予選・手続の法定化 ・原則全ての監査役に業務監査権限を付与 ・計算書類の監査と取締役会承認の順序変更 ・内部統制システムの構築・運用に関する監査 ・買収防衛策に関する監査 ・取締役会の書面決議に対する異議陳述権 ・株主代表訴訟における不提訴理由通知義務 ・会計監査人の選任・解任・不再任への同意権 ・会計監査人の報酬への同意権 ・監査役会決議による常勤監査役選定 ・子会社範囲の変更に伴う子会社調査権の拡大 ・社外監査役と会社間の責任限定契約 ・監査報告作成手続・内容の変更 ・取締役等との意思疎通と情報の収集及び監査環境の整備 ・親会社及び子会社の監査役との意思疎通及び情報交換 ・特定監査役の選定 ・特別取締役による取締役会に出席する監査役の互選 ・監査役会監査報告作成時における監査役間の意見交換及び審議義務 ・監査役会議事録記載内容の明確化 	2007年 (平成19年) 監査役監査基準の会社法対応改正
2014年 (平成26年)			<ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員会設置会社(選択制)導入 ・社外監査役の要件の厳格化及び緩和 ・責任限定契約を締結することが認められる範囲の非業務執行役員全般への拡大 ・会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役(会)への付与 ・内部統制システムについて、監査役等の監査の実効性を確保する為の体制に係る規定の充実 	2015年 (平成27年) コーポレートガバナンス・コード適用開始 2015年 (平成27年) 監査役監査基準の会社法対応改正
2019年 (令和元年)			<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟上の和解に対する各監査役の同意の要求 	2021年 (令和3年) 改訂コーポレートガバナンス・コード適用開始 2021年 (令和3年) 監査役監査基準の会社法・コーポレートガバナンス・コード対応改正

【参考資料 13】 金融商品取引法(金商法) 抜粋

「Q100 金融商品取引法(金商法)」の参考資料です。

1. 金融商品取引法(金商法)

金商法の目的は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することです(1条)。

2. 財務報告等に関する主な規定

上場会社等は、所定の報告書等を、事業年度毎(又は所定の時期)に内閣府令の定めるところにより作成し、内閣総理大臣に提出しなければなりません。

① 有価証券報告書

(1) 有価証券報告書の提出(24条)

- ・事業年度経過後3か月以内に提出。

(2) 訂正報告書の提出(重要な事項の変更等があるとき)(24条の2)

(3) 虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任(24条の4)

- ・重要な虚偽記載等があるときは、監査役他の役員が賠償責任を負う。(→Q104/107/110)

(4) 有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出(24条の4の2)

(5) 訂正確認書の提出(重要な事項の変更等があるとき)(24条の4の3)

② 内部統制報告書

(1) 内部統制報告書の提出(24条の4の4)

- ・内部統制府令・金商法実施基準に従って作成し、有価証券報告書と併せ提出。

(2) 訂正内部統制報告書の提出(24条の4の5)

(3) 虚偽記載のある内部統制報告書の提出会社の役員等の賠償責任(24条の4の6)

③ 半期報告書・臨時報告書の提出他(24条の5、24条の5の2)

- ・半期(期初から6か月)経過後45日以内(銀行等の半期報告書は60日以内)に提出。

- ・上記有価証券報告書の(2)～(5)に相当する規定が、半期報告書にも適用される。

④ 自己株券買付状況報告書の提出他(24条の6)

⑤ 親会社等状況報告書の提出他(24条の7)

⑥ 有価証券報告書その他の報告書等(上記①～⑤他)の公衆縦覧(25条)

⑦ 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金(172条の2)

⑧ 財務諸表の用語、様式及び作成方法(193条)

- ・有価証券報告書等の中の財務諸表は財務諸表規則等に従って作成しなければならない。

⑨ 公認会計士又は監査法人による監査証明(193条の2)

- ・有価証券報告書等の中の財務諸表や内部統制報告書は公認会計士等の監査証明を受けなければならない。

⑩ 公認会計士等が法令違反等事実を発見したときの対応(193条の3)

⑪ 罰則

(1) 有価証券報告書・同訂正報告書等の重要な事項の虚偽記載(197条、207条)

- ・10年以下の懲役・1千万円以下の罰金(併科あり)、法人は7億円以下の罰金刑

(2) 有価証券報告書等の不提出、内部統制報告書・半期報告書等の重要な事項の虚偽記載等(197条の2、207条)

・5年以下の懲役・5百万円以下の罰金(併科あり)、法人は5億円以下の罰金刑

3. その他の規定

前項以外にも、以下のような規定があります。特に、インサイダー取引には注意してください。

① 総則(1章)・目的、定義

② 企業内容等の開示

(1) 有価証券の募集・売出しの届け出：有価証券届出書等(2章4条～23条)

③ 公開買付に関する開示、株券等の大量保有に関する開示他(2章の2～2章の6)

④ 金融商品取引業者等、金融商品取引業協会、金融商品取引所他(3章～5章の7)

⑤ 有価証券の取引等に関する規制(6章)

(1) 不正行為の禁止(157条)

(2) 風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止(158条)

(3) 相場操縦行為等の禁止(159条)

(4) 相場操縦行為等による賠償責任(160条)

(5) 上場等株券等の発行者である会社が行うその売買に関する規制(162条の2)

(6) 上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出(163条)

(7) 上場会社等の役員等の短期売買利益の返還(164条)

(8) 上場会社等の役員等の禁止行為(165条)

(9) 会社関係者の禁止行為(インサイダー取引規制)(166条)

・上場会社等の業務等に関する重要事実を知ったものは、これが公表された後でなければ、その特定有価証券等の売買等をしてはならない。

⑥ 課徴金・雑則・罰則・犯則事件の調査等他(6章の2～9章)

(1) 風説の流布、偽計、相場操縦行為他(197条、207条)

・10年以下の懲役・1千万円以下の罰金(併科あり)、法人は7億円以下の罰金刑

(2) インサイダー取引他(197条の2、207条)

・5年以下の懲役・5百万円以下の罰金(併科あり)、法人は5億円以下の罰金刑

【参考資料 14】 監査役/監査等委員/監査委員の権限・義務等

1. 監査役の場合

「Q103 監査役の権限・義務」 / 「Q106 監査等委員会の職務・権限と監査等委員の職務・権限・義務」 / 「Q109 監査委員会の職務・権限と監査委員の職務・権限・義務」の参考資料です。

1. 基本

- ① 善管注意義務(会 330、民 644)

2. 意思疎通等

- ① 会社・子会社の取締役・使用人等との意思疎通を図る義務、情報収集・監査環境整備の努力義務(施規 105①～④)

3. 監査・調査

- ① 取締役の職務の執行の監査(会 381①)
- ② 取締役会への出席義務(会 383①、施規 124 四イ)
- ③ 株主総会提出議案・書類等の調査義務(会 384)
- ④ 計算関係書類・事業報告等の受領・監査(会 436①②、441②、444④、計規 125)
- ⑤ 必要に応じての、会社の他の監査役、親会社・子会社の監査役等との意思疎通・情報交換の努力義務(施規 105①④)
- ⑥ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の、取締役からの報告の受領(会 357)
- ⑦ 取締役等に対する報告請求権、会社の業務・財産の調査権(会 381②)
- ⑧ 子会社に対する報告請求権、子会社の業務・財産の調査権(会 381③)
- ⑨ 取締役の不正行為等の、会計監査人からの報告の受領(会 397①③)
- ⑩ 会計監査人に対する報告請求権(会 397②)

4. 報告・意見表明等

- ① 監査役監査報告の作成義務(会 381①、施規 129、計規 127)
(監査の方法・内容、事業報告等の適正性、不正行為・法令定款違反、内部統制システムの相当性、株式会社の支配に関する基本方針についての意見、会計監査人監査の相当性等についての記載義務)
- ② 必要があるときの、取締役会での意見を述べる義務(会 383①、施規 124 四ロ、ハ)
- ③ 株主総会で求められたときの、説明義務(会 314)
- ④ 取締役の不正行為等があるときの、取締役会あて報告義務(会 382)
- ⑤ 株主総会議案等の法令・定款違反等があるときの、株主総会あて報告義務(会 384)
- ⑥ 監査役会の求めがあるときの、職務執行状況報告義務(会 390④)

5. 是正等

- ① 取締役の目的外行為、法令・定款違反行為等の差止請求権(会 385①)
- ② 取締役の不正行為等の場合の、取締役会招集請求権・招集権(会 383②③)
- ③ 取締役会の決議の省略(書面決議)に対する、異議を述べる権限(会 370)
- ④ 取締役の会社に対する責任の一部免除に関する議案の同意(会 425③、426②、427③)
- ⑤ 会社の組織に関する行為の無効の訴え提起権(会 828②)
- ⑥ 株主総会等の決議の取消しの訴え提起権(会 831①)
- ⑦ 会社と取締役間の訴訟における、会社の代表(会 386)
- ⑧ 株主代表訴訟における不提訴理由の、通知義務(会 847④、施規 218)
- ⑨ 株主代表訴訟における会社の補助参加に対する同意権(会 849③一)
- ⑩ 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に対する同意権(会 849の2)

- ⑪ 各種の手続申立権(会 511①、522①)

6. 監査役関係

- ① 監査役の選任・解任・辞任の場合の、意見を述べる権限(会 345①～④)
- ② 特別監査役(特別取締役による取締役会に出席する監査役)の選定権(会 383①但書)
- ③ 各監査役の報酬等の協議による決定(会 387①②)
- ④ 監査役の報酬等についての意見を述べる権限(会 387③)
- ⑤ 監査費用等の請求権(会 388、施規 100③六)
- ⑥ 解任された場合の、損害賠償請求権(会 339②)

<以下は、監査役会があるときは、監査役会の権限・義務>

- ⑦ 監査役の選任議案の提出に対する同意権(会 343①③)
- ⑧ 監査役選任に係る議題、議案の提出請求権(会 343②③)
- ⑨ 特定監査役の選定権(施規 132⑤二イ、計規 130⑤二イ)

7. 会計監査人関係

<以下は、監査役会があるときは、監査役会の権限・義務>

- ① 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案内容の決定権(会 344)
- ② 会計監査人の報酬等決定に対する同意権(会 399①②)
- ③ 会計監査人の解任権、その旨・理由の株主総会あて説明義務(会 340①～④)
- ④ 一時会計監査人の選任義務(会 346④⑥)

8. 監査役会関係

- ① 監査役会監査報告の作成義務(会 390②一、施規 130①、計規 128①)
- ② 常勤の監査役の選定義務及び解職権(会 390②二、③)
- ③ 監査役の職務の執行に関する事項の決定権(会 390②三)
- ④ 議事録の作成義務(会 393②)

2. 監査等委員の場合

1. 監査等委員会の職務・権限

1) 取締役の職務執行の監査

- ① 監査報告の作成義務(会 399 の 2③一、施規 130 の 2、計規 128 の 2)
(監査の方法・内容、事業報告等の適正性、不正行為・法令定款違反、内部統制システムの相当性、株式会社の支配に関する基本方針についての意見、親会社等との取引についての意見、会計監査人監査の相当性等についての記載義務)
- ② 取締役・子会社に対する報告請求権、会社の業務・財産の調査権(会 399 の 3)
- ③ 取締役の報告義務の相手方となること(会 357①③)
- ④ 監査等委員以外の取締役と会社との間の訴訟における会社を代表する監査等委員の選定(会 399 の 7①二)
- ⑤ 取締役会の招集権(会 399 の 14)

2) 会計監査人に対する職務・権限

- ① 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案内容の決定権(会 399 の 2③二)
- ② 会計監査人の報酬等決定に対する同意権(会 399①③)
- ③ 会計監査人の解任権、その旨・理由の株主総会あて説明義務(会 340①②③⑤)
- ④ 一時会計監査人の選任義務(会 346④⑦)

3) 監査等委員以外の取締役の選任等・報酬等に対する意見陳述権

- ① 監査等委員以外の取締役の選任等・報酬等に対する意見陳述権(会 342 の 2 ④、361⑥)

4) 監査等委員の選任議案についての同意権・提案権

- ① 監査等委員である取締役の選任議案の提出に対する同意権(会 344 の 2①)
- ② 監査等委員である取締役の選任に係る議題、議案の提出請求権(会 344 の 2②)

5) 利益相反取引の承認

- ① 取締役の利益相反取引の承認による任務懈怠の推定否認(会 423④)

2. 監査等委員の職務・権限・義務

1) 取締役の職務執行の監査

- ① 取締役の不正行為等があるときの、取締役会あて報告義務(会 399 の 4)
- ② 株主総会提出議案・書類等の報告義務(会 399 の 5)
- ③ 監査等委員による取締役の違法行為等の差止請求権(会 399 の 6)
- ④ 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に対する同意権(会 849 の 2)

2) 監査等委員の選解任等についての意見陳述

- ① 監査等委員である取締役の選任・解任・辞任の場合について意見を述べる権限(会 342 の 2①②③)

3) 監査等委員の報酬等に関する権限

- ① 監査等委員である各取締役の報酬等の協議による決定(会 361①②③)
- ② 監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べる権限(会 361⑤)

4) 監査等委員である取締役の義務

- ① 善管注意義務(会 330、民 644)
- ② 法令・定款遵守義務及び忠実義務(会 330、355)
- ③ 任務懈怠による会社に対する損害賠償責任(会 423①)

3. 監査委員の場合

1. 監査委員会の職務・権限

1) 執行役及び取締役の職務執行の監査

- ① 監査報告の作成義務(会 404②一、施規 131、計規 129)
(監査の方法・内容、事業報告等の適正性、不正行為・法令定款違反、内部統制システムの相当性、株式会社の支配に関する基本方針についての意見、親会社等との取引についての意見、会計監査人監査の相当性等についての記載義務)
- ② 執行役及び取締役・子会社に対する報告請求権、会社の業務・財産の調査権(会 405)
- ③ 執行役の報告義務の相手方となること(会 419①③)
- ④ 監査委員以外の取締役又は執行役と会社との間の訴訟における会社を代表する監査委員の選定(会 408①二)
- ⑤ 取締役会の招集権(会 417)

2) 会計監査人に対する職務・権限

- ① 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案内容の決定権(会 404②二)
- ② 会計監査人の報酬等決定に対する同意権(会 399①④)
- ③ 会計監査人の解任権、その旨・理由の株主総会あて説明義務(会 340①②③⑥)
- ④ 一時会計監査人の選任義務(会 346④⑧)

2. 監査委員の職務・権限・義務

1) 執行役及び取締役の職務執行の監査

- ① 執行役及び取締役の不正行為等があるときの、取締役会あて報告義務(会 406)
- ② 監査委員による執行役及び取締役の違法行為等の差止請求権(会 407)
- ③ 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に対する同意権(会 849 の 2)

2) 監査委員である取締役の義務

- ① 善管注意義務(会 330、民 644)
- ② 法令・定款遵守義務及び忠実義務(会 330、355)
- ③ 任務懈怠による会社に対する損害賠償責任(会 423①)

【参考資料 15】 主な財務分析指標

企業の経営者・株主・債権者や投資家は、会社の財政状態や経営成績の良否を判断するために、いろいろな財務分析をしています。監査役も会社の実態を把握するために、次のような分析を行って、数期間の自社の期間比較、他社との経営比較をしてください。

「Q116 会計知識の学習方法」の参考資料です。

1. 安全性の分析
<p><短期支払能力></p> <p>① 流動比率=(流動資産/流動負債)×100% 流動負債の支払能力を示す指標で200%以上が理想値であるとされています。</p> <p>② 当座比率=(当座資産/流動負債)×100% 即金(当座資産)で流動負債の支払能力を示す指標で、100%以上が望ましい。</p>
<p><長期支払能力(財務の安全性)></p> <p>③ 自己資本比率=(自己資本/総資本)×100% 比率が高ければ返済や支払いを要する負債が少なく、財務基盤が安定しています。 (一般的には、経営分析では、自己資本=純資産-少数株主持分)</p> <p>④ 固定比率=(固定資産/自己資本)×100% 自己資本で固定資産投資をまかなう比率で、100%以下が望ましい。</p>
2. 収益性の分析
<p>① 総資産利益率(ROA)=(純利益/総資産)×100% (総資本利益率)=(純利益/売上高)×(売上高/総資産)×100% = 売上高利益率 × 総資産回転率 総資産利益率は、資本(資産)全体の効率や収益性を判断する総合的指標です。 売上高利益率は、分子に売上高総利益・営業利益・経常利益を用いて各段階の収益力の判断、検討ができます。 総資産回転率は、一期間に資本を何回利用したかという有効活用の判断に用います。</p>
<p>② 自己資本利益率(ROE)=(純利益/自己資本)×100% 株主の視点から見た収益性の判定指標です。</p>
<p>③ 資産回転率(資産の有り高と売上高の関係の効率性を示す指標です)</p> <p>棚卸資産回転率(回)=(売上原価(又は売上高)/平均棚卸資産) 回転率が高いほど、在庫期間が短く販売効率がよいことになります。</p> <p>受取勘定回転率(回)=売上高/(受取手形+売掛金) 回転率が高いほど、現金回収が早いことを示しています。</p> <p>固定資産回転率(回)=(売上高/固定資産) 固定資産が経営規模(売上高)に比して過大か過小かの判断に使われます。</p>

【参考資料 16】 定時株主総会関係日程と監査役（会）/監査等委員会/監査委員会の対応例

下記の日程は、代表的な例を示したものです。具体的な日程は、各社の事情に応じて決定されますが、法定期間内で可能な限り余裕をもって決定することが望まれます。

なお、監査期間確保のため、連結計算書類監査を除いて、会計監査人や監査役(会)/監査等委員会/監査委員会の監査期間を短縮する合意はできませんが、実務上、監査を効率的に遂行して期限前に監査報告の内容を通知することは問題ありません。「Q31 期末監査の概要」の参考資料です。

(注：★印は監査役(会)/監査等委員会/監査委員会、◎印は会社、○印は株主、□印は会計監査人(監査人を含む))

法定期限	月/日	主要事項	関係法令
3か月以内 4週間経過日まで 1週間経過日まで 8週間前まで 3週間前まで 2週間前まで	2～3月	★期末監査(期中監査のまとめ、期末監査事項の調査・検討、会計監査立会、他)(→Q31) ★会計監査人の評価、再任の適否検討(→Q88)	会381/399の2/404他
	3月31日	◎事業年度末日・基準日(電子提供措置事項記載書面交付請求期限)	会124③、325の5②
	4月	★期末監査(同上)(→Q31)	会381/399の2③一/404②一他
	4月下旬～ 5月上旬	★会計監査人の再任の適否決定(再任を否とする場合は、新会計監査人候補者の決定) ◎計算書類他の作成・提供(注1) ①計算関係書類(計算書類・附属明細書、連結計算書類) ⇒ 会計監査人・監査役/監査等委員会/監査委員会 ②事業報告・附属明細書 ⇒ 監査役/監査等委員会/監査委員会 ③内部統制報告書のドラフト ⇒ 監査人(通常、会計監査人と同じ)・監査役/監査等委員会/監査委員会 ★特定取締役等から上記の書類に関する説明を受け、内容を検討(→Q72、75、81、83)	会344 会435②、436②一、二、444③④、 施規129、計規125 金商法実務指針
	5月上旬～中旬	○株主提案権の行使期限 ★株主提案権行使の有無・その内容の確認 □通知・報告等(注2) ①会計監査報告の内容 ⇒ 特定監査役/特定監査等委員/特定監査委員・特定取締役 ②会計監査人の職務の遂行に関する事項 ⇒ 特定監査役/特定監査等委員/特定監査委員 ③財務報告に係る内部統制の監査の状況 ④監査の過程で発見した不正・誤謬・違法行為・内部統制の開示すべき重要な不備等 ⑤その他 ⇒ 監査役(会)/監査等委員会/監査委員会・取締役等 ★会計監査人から上記の通知・報告に関する説明を受け、内容を検討(→Q72、83) ★監査役/監査等委員会/監査委員会監査の実施状況、財務報告に係る内部統制の監視の状況他の説明 ⇒ 会計監査人 ★決算短信(案)の入手・検討(→Q92) ◎決算短信発表(注3)	会303、305 計規130①一、三 計規131 金商法実施基準 会397、金193の3、金商法実施基準 連携実務指針 連携実務指針 (→Q86、87) 東証上場規程404
	5月中旬～下旬	★監査役(会)/監査等委員会/監査委員会監査報告の作成、その内容の通知(注4、5)(→Q33/36/40) ①事業報告・附属明細書の監査報告 ⇒ 特定取締役 ②計算関係書類の監査報告 ⇒ 特定取締役・会計監査人 ◎決算(承認)取締役会 ①事業報告等・計算関係書類の承認 ②定時株主総会の招集の決定、議題・議案など所要の事項の決定 ③株主提案に対する取締役会の意思決定 ④決算短信の承認、その他 ★総会の議案や書類(招集通知・添付書類[事業報告・計算関係書類等]・参考書類)の内容その他関係事項の適法性等の確認(→Q35/39/41) ★監査役/監査等委員/監査委員の口頭報告案の作成(→Q35/39/41)	会381/399の2/404、施規105 施規129、130/130の2/131 施規132 計規127、128/128の2/129 計規132 会436③、444⑤ 会298、301、302 施規63、65、73～97 会384/399の5
	6月上旬～中旬	◎電子提供措置の開始(総会日の3週間前又は招集通知発送日のいずれか早い日から総会の日後3か月を経過する日まで) ◎所定の書類の備え置き(備置) ①計算書類・会計監査報告・事業報告・附属明細書・監査役監査報告・監査役会/監査等委員会/監査委員会監査報告 ⇒ 本店及び支店(写し) ②一定の場合の、退職慰労金内規 ⇒ 本店 ★備置書類の備置状況の確認(→Q35/39/41) ◎招集通知・電子提供措置事項記載書面発送 ★有価証券報告書(案)・確認書(案)・内部統制報告書(案)・監査報告書(案)の入手・検討 ★想定問答の準備、総会リハーサル出席等	会325の3① 会442 施規82②、84②
	6月下旬～	○書面等による議決権の行使の期限 ◎定時株主総会開催 ★総会の議事運営や決議方法の適法性の確認、監査役/監査等委員/監査委員の口頭報告、株主の質問に対する説明等(→Q42) <総会終了後> ★監査役会/監査等委員会/監査委員会開催(→Q24/26/28) ◎取締役会開催 ★株主総会終了後の要確認事項の確認 ★会計監査人の報酬同意(→Q89)	会299 (→Q72、91) (→Q35/39/41)、会314 会298①、311、312 施規63、69、70 会296、309、438、444、454 会314、384/399の5 会387、390～395/ 361①、399の8～12/ 409、410～414 会362～373 (詳細 →Q42)
	9月下旬	○株主総会決議の取消しの訴えの期限(総会の日から3か月以内)	会831①

(注1) 計算書類等の提供に際し取締役会に付議する場合は、同時に内部統制報告書のドラフトを付議することが望ましい。

(注2) 会計監査報告の通知の期限については、Q84 第2項を参照。

(注3) 東証は、遅くとも期末後45日以内に開示することが適当であり、さらに30日以内の開示がより望ましいとしている。このため、4月に決算発表をしている会社においては、決算(承認)取締役会の前に、会計監査人・監査役の監査未了のまま決算短信を発表する会社も多いとみられる。

(注4) 監査役会は、個々の監査役監査報告に基づき、1回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により意見の交換ができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない。

(注5) 監査役会/監査等委員会/監査委員会監査報告の通知の期限については、Q33 第3項を参照。

【参考資料 17】株主総会の決議等の種類と要件

● 株主総会の決議

「Q42 株主総会への対応(当日・終了後)」の参考資料です。

決議の種類と要件	決議事項
<p><普通決議> <u>定足数</u>：議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席 <u>決議要件</u>：出席株主の議決権の過半数 (注1) 定足数・決議要件ともに、定款により加重できる。 (注2) 定足数は、定款により緩和/排除できる。 (以上、会 309①) (実際にも、定款で定足数を排除している会社が多い) (注3) ただし、決議事項①～③の定足数は、3分の1未満にはできない(会 341)。</p>	<p>①取締役・会計参与・監査役の選任。 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は区別して選任し、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出するには監査等委員会の同意を要する(会 329①②、341、344の2③) ②(監査等委員以外の)取締役・会計参与の解任(会 339①、341) ③補欠取締役・補欠会計参与・補欠監査役/補欠監査等委員の選任(会 329③) ④会計監査人の選任又は解任(会 329、339) ⑤剰余金の配当(一定の条件を満たせば取締役会でも可)(会 454①) ⑥取締役・会計参与・監査役/監査等委員の報酬額、賞与、退職慰労金等の決定(会 361①、379①、387①)(指名委員会等設置会社を除く) ⑦事業年度に係る計算書類の承認(承認特則規定の要件を満たさない場合)(会 438②) ⑧準備金の減少(会 448①) ⑨株主総会決議による自己株式の取得(会 156①) ⑩下記以外の株主総会決議事項</p>
<p><特別決議> <u>定足数</u>：議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席 <u>決議要件</u>：出席株主の議決権の3分の2以上 (注1) 定足数・決議要件ともに、定款により加重できる。 (注2) 定足数は、定款により緩和できるが、3分の1未満にはできない。 (注3) 加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることができる。(以上、会 309②)</p>	<p>①譲渡制限株式の譲渡請求に対する不承認決議、指定買取人の指定(会 140②⑤) ②特定の株主からの自己株式の取得(会 156①、160①) ③全部取得条項付株式の取得及び相続人等に対する売渡しの請求(会 171①、175①) ④株式の併合(会 180②) ⑤株式募集、株主割当、譲渡制限株式割当ほか (会 199②、200①、202③、204②) ⑥新株予約権募集、株主割当ほか (会 238②、239①、241③、243②) ⑦累積投票選任取締役の解任、監査役/監査等委員である取締役の解任(会 339①) ⑧役員の仕事懈怠による損害賠償責任免除(会 425①) ⑨資本減少(会 447①) ⑩現物配当(会 454④) ⑪定款の変更、事業の譲渡等、解散に関する株主総会決議</p>

	議(会 2 編 6~8 章) ⑫組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び 株式交付に関する株主総会決議(会 5 編)
<p><特殊決議(309③)> <u>定足数</u>：定めなし <u>決議要件</u>：議決権を行使することができる株 主の半数以上、かつ、当該株主の議決権の 3 分の 2 以上 (注)いずれの決議要件も、定款により加重でき る。(以上、会 309③)</p>	<p>①会社が譲渡制限株式会社になるための定款の変更(会 309③) ②一定の場合の、吸収合併契約等の承認(会 783①) ③一定の場合の、新設合併契約等の承認(会 804①)</p>
<p><特殊決議(309④)> <u>定足数</u>：定めなし <u>決議要件</u>：総株主の半数以上、かつ、総株主 の議決権の 4 分の 3 以上 (注)いずれの決議要件も、定款により加重できる。 (以上、会 309④)</p>	<p>①株式譲渡制限会社における、株主の権利に関して株主 ごとに異なる取扱いを行う旨の定款の定めについての 定款の変更(会 105①、109②)</p>

(注) 定足数：株主総会の議決に必要な、最小限の出席者数。
決議要件：株主総会の議決に必要な、最小限の賛成の割合。
設立時に関する決議を除く。
特殊決議は、特殊の決議ともいう。

● 株主の同意（必ずしも株主総会を開催する必要はない）

同意の種類と要件	同意事項
<p><総株主の同意> <u>要件</u>：総株主の同意</p>	<p>①役員等の責任の全部の免除 (会 120⑤、424、462③、464②、465②) ②組織変更計画(会 776①) ③一定の場合の、吸収合併契約/株式交換契約、一定の新 設合併契約(会 783②、804②)</p>
<p><株主全員の同意> <u>要件</u>：(一定の)株主全員の同意</p>	<p>①一定の内容の、定款の定めの新設又は定款の変更(会 110、111、164②) ②株主総会の招集手続の省略(会 300) ③株主総会の決議・報告の省略(会 319①、320)</p>

(注) 設立時に関する同意を除く。

【参考資料 18】 定時株主総会終了後の監査役/監査等委員/監査委員の確認事項

「Q42 株主総会への対応（当日・終了後）」の参考資料です。

1. 総会議事録の記載内容の確認(会 318①、施規 72、基準 65③/63③/59④) (a) 開催日時・場所 (b) 議事の経過の要領及びその結果 (c) 総会で述べられた意見又は発言の内容の概要 (d) 出席した取締役、会計参与、監査役、会計監査人の氏名又は名称 (e) 議長の氏名 (f) 議事録を作成した取締役の氏名(署名、押印は不要)
2. 総会決議事項についての処理の確認(例) (a) 株主に対する決議事項の通知 (b) 配当決議をした場合、剰余金の配当の支払 (c) 役員報酬、賞与の総枠を決議した場合、個人別の額の確定 (d) 役員退職慰労金の決議をした場合、その額の確定と支給 (e) 利益準備金、任意積立金等への繰入れを決議した場合、その繰り入れ (f) 前期の役員賞与の支給決議をした場合、前期末の賞与引当金の精算処理 (g) 定款の変更を決議した場合、変更後の定款作成
3. 登記事項の確認(会 911③、915①)
4. 法定備置書類の確認(総会関連事項の例)(→参考資料 2) (a) 総会議事録(会 318②③、施規 227 二) (b) 代理権を証明する書面(会 310⑥) (c) 書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書面(会 311③)
5. 公告内容の確認(有価証券報告書提出会社は公告不要)(会 440)
6. その他会社法関連以外の主要確認事項 (a) 有価証券報告書(Q91)、内部統制報告書(Q114)等の EDINET による提出 (b) 法人税等確定申告書の提出 (c) 証券取引所あてのコーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容の改訂、独立役員の変更の届出